

# 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日(火)から始まります。これは、市内の土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税を納める方が、所有する固定資産の評価が適正であるかどうかを判断するため、市内の他の土地・家屋との価格を比較できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②地目③地積④価格

【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②家屋番号③種類④構造⑤建築年⑥床面積⑦価格

【縦覧期間】4月1日(火)～

6月2日(月) 午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)

【縦覧場所】課税課(市役所2階)

【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(26年1月1日現在、市内に固定資産を所有し課税される方) ②納税管理人③代理人(委任状が必要となります)

【申請方法】同課窓口で申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかを提示してください

①運転免許証など本人確認ができるもの ②26年度納税通知書(5月上旬発送)



固定資産税・都市計画税の課税明細書・納税通知書について

26年度の課税明細書・納税通知書の発送は5月上旬です。

なお、課税明細書と納税通知書は一冊にまとめたものを発送しますので、内容の確認をお願いします。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも発送します。

【申請方法】同課窓口で申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかを提示してください

①運転免許証など本人確認ができるもの ②26年度納税通知書(5月上旬発送)

# 「耐震相談会」をご活用ください

## 4月は11日(金)に開催します

市では年6回、耐震相談会を実施します。

(桑原建築設計事務所) ☎476・1515へ。

【日時・会場】下表の通り

【相談員】東久留米建築設計協会会員

【費用】無料

申し込みは各相談日の前日までに、電話で同協会事務局

# 木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成しています

木造住宅耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。市では、この木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成しています。

【助成金額】耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(1000円未満の端数は切り捨て)で、5万円を上限としています。

【助成対象となる方・要件】助成対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合、費用は共有者全員によって合意された代表者)で、現在そこに住まわれている方。また、お住まいの方全員が市税を滞納していないこと

【診断機関】市では診断機関を指定しています。次の診断

【助成対象住宅】昭和56年5

【診断機関】市では診断機関を指定しています。次の診断

# わかくさ学園発達相談室からのお知らせ

26年4月から、わかくさ学園および、わかく健康プラザ内で発達相談、親子保育などを行います。

26年4月から、わかくさ学園、言葉や運動発達、栄養・保健相談のほか、親子グループ保育、外来機能訓練などを行います。また、保育園、幼稚園への訪問相談、学齢児

の相談も行っています。相談の受け付けは、月曜日(祝日、年末年始を除く)の午前9時～午後5時です。

# 納税にご協力を

# 市税の納め忘れはありませんか

25年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金がかかります。算されるだけでなく、財産が差し押さえられる場合もありますので、ご注意ください。

納付にお困りのときは、病氣・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

# 手話講習会

## 受講者を募集します

聴覚に障害のある方への理解を深め、手話通訳者を目指すことを目的とした手話講習会です。年間を通して受講できる方を募集します。

【講習期間】入門(初級)・基礎(中級) 5月19日～27年2月の毎週月曜日

【会場】市役所7階会議室など

【費用】無料。テキスト代などが必要な場合があります

【定員・対象】下表参照

【費用】無料。テキスト代などが必要な場合があります

# 手話講習会の定員・対象

種別	定員	対象
入門	50人	市内在住・在勤の方
基礎	30人	市内在住・在勤の方
応用	20人	市内在住・手話学習2年以上の方
実践	15人	市内在住・手話学習3年以上の方

# 国民年金



# 26年度国民年金保険料額と納付について

26年度の国民年金保険料額は、月額1万5250円です。保険料は日本年金機構から送付される納付書で、金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、納め忘れがなく納付の手間がかからない口座振替

国民年金保険料を未納のままにしておくと将来の基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給ができなくなることがあります。保険料は、納付期限(翌月末日)までに納付しましょう。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または市保険年金課 ☎470・7732へ。

# 4月6日に市役所本庁舎で日曜臨時窓口を開設します

住民異動が集中する4月上旬の窓口混雑を緩和し、併せて市民の皆さんへ便宜を図る目的で、4月6日に市民課・保険年金課(いずれも市役所1階)で、日曜臨時窓口を開設します。受付時間は、午前9時～午後4時です。なお、本庁舎のみ開設します。上の原、ひばりが丘、滝山の各連絡所は開設しませんので、ご注意ください。

# 日曜臨時窓口での取り扱い事務一覧

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課(市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民異動届けの受け付け=転入、転居、転出、世帯変更など ※国外からの転入は、受け付けできない場合があります。</li> <li>◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け=平日に来庁できない方は、この機会に夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細は市民課へお問い合わせください</li> <li>◎各種証明書の発行=住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)など</li> <li>◎住居表示の申請受け付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民基本台帳カードの即日交付</li> <li>◎転入転出手続きの特例、住民票の広域交付</li> <li>◎電子証明書の発行および更新の申請</li> <li>◎臨時運行許可(仮ナンバーの貸与)</li> <li>◎戸籍異動に伴う住民異動届けなど、他市区町村への照会を必要とするもの</li> </ul>
保険年金課(市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け</li> <li>◎高額療養費の支給申請など各種申請書の受け付け</li> <li>◎後期高齢者医療制度の手続きに関する届け</li> <li>◎国民年金第1号被保険者の資格取得などの届け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎日本年金機構、東京都後期高齢者医療広域連合および他市区町村への照会を必要とするもの</li> </ul>